

二 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成十年総理府・大蔵省・労働省令第六号）

<p>改正案</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条（略） （削る） 2 5 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （経過措置） 第二条（略） 2 新規則第十二条第四項の規定は、同項第二号に掲げるもの（労働 金庫法第五十八条第六項第一号に規定する短期社債等に係るものを 除く。）及び新規則第十二条第四項第四号に掲げるものについては 、当分の間適用しない。 3 5 （略）</p>